# 平成25年度 公共工事設計労務単価の改定とその背景

国土交通省土地建設産業局
建設市場整備課労働資材対策室　伊藤　誠記

## 1．はじめに

公共工事設計労務単価とは、公共工事の発注に当たり、予定価格を積算するための単価であり、通常年１回、10月に建設技能労働者等約20万人の賃金支払い状況を調査し、設定しているものである。

平成25年度の公共工事設計労務単価は、対前年度比＋15.1％（全国平均）と、大幅な上昇となった。ここでは、その背景と、今回の単価改訂に伴う今後の取組みについて概説する。

## 2．近年の建設投資額の減少

図－１は、近年の公共・民間を合わせた建設投資額及び、建設業へ就労する労働者の推移を表したものである。

日本の建設投資額は約20年前、平成４年頃にピークを迎え、以後しばらく投資が活発な状態が継続していたが、平成９年ごろから急速に減少し、平成24年度、建設投資額は約45兆円と、ピーク時に比べほぼ半減している。

一方で、建設業就業者数は、建設投資額に比べ約５年遅れ、平成９年度にピークを迎えている。その後、建設投資額と同様に減少を続けてきたが、その減少率は、ピーク時の約19％に留まっている。すなわち、労働者一人当たりの投資額も減少を続けており、その結果として労働者一人ひとりの賃金に回せる原資が減少してきたことが読み取れる。

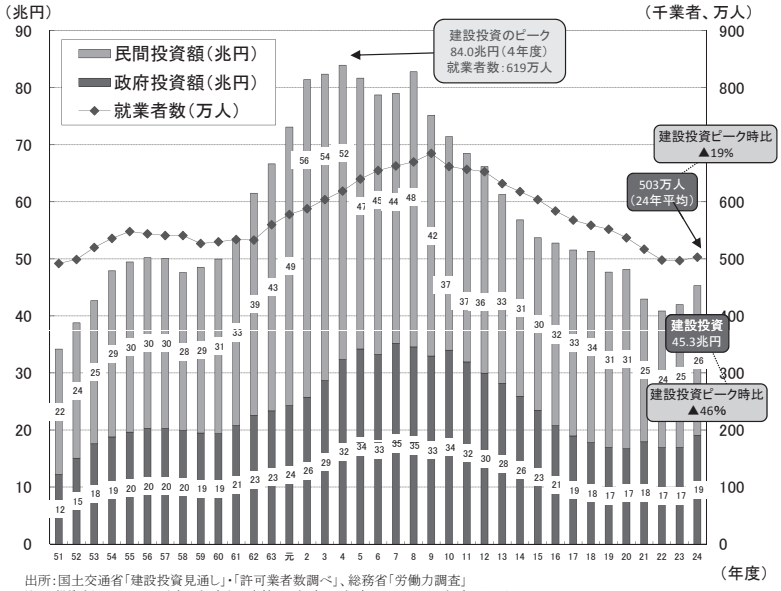


出所：国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」
注1　投資額については平成21年度まで実績、22年度・23年度は見込み、24年度は見通し
注2　許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
注3　就業者数は年平均。平成23年については被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を除く44都道府県の合計値に被災3県の推計値を加えた値。

**図－１　建設投資額及び就業者数の推移**

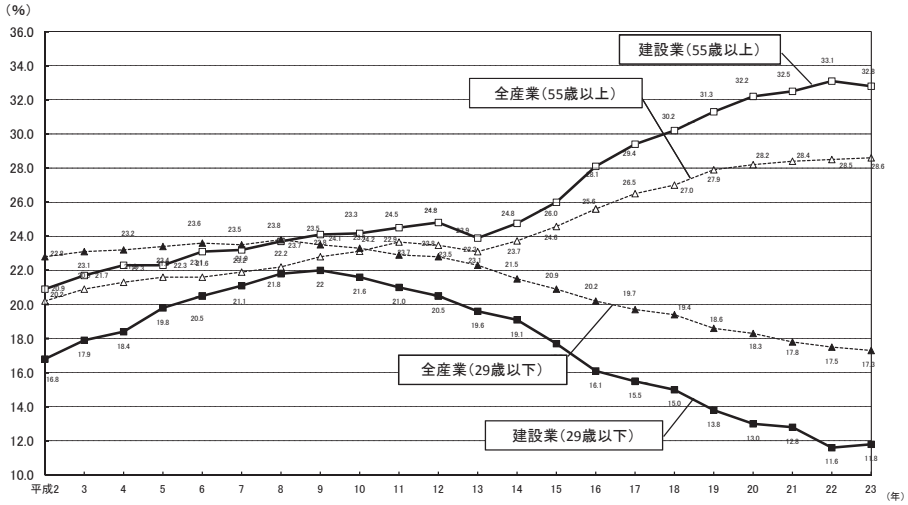


資料 ： 総務省「労働力調査」

**図－２　年齢別建設業就労者割合**

これらの結果として、現在の建設業に従事する生産労働者の賃金水準は、全産業の平均と比較し、26%も低い水準となっている(賃金構造基本統計調査､いずれも男性)。

## ３．建設技能労働者の減少

このような賃金水準の低下に伴い、建設業の魅力は大きく低下している。平成19年、建設産業専門団体連合会の調査によると、若手の建設技能労働者が入職しない原因、あるいは若手・中堅の建設技能労働者が離職する原因の第１位はいずれも「収入の低さ」であり、回答の約６割を占めている。その他にも、仕事のきつさや休日の少なさ、また社会保険等福利の未整備など、魅力に乏しい就労環境の結果、建設業を志す若者が近年大きく減少している。

総務省の労働力調査（図－２）によると、建設業に従事する29歳以下の若者は年々減少を続け、現在では全体の約１割に過ぎない。このような状況では、近い将来、世の中に欠くことのできない災害対応やインフラの維持管理などに深刻な支障を及ぼすことが懸念されている。

## ４．建設投資額の増大と建設技能労働者不足

ところが近年、建設投資額に変化が見られる。図－１を改めて確認すると、東日本大震災等の影響もあり、平成22年頃を底にして、建設投資額が再び増加に転じている。一方、就労者数はここ数年横ばいとなっており、一人当たり建設投資額は再び

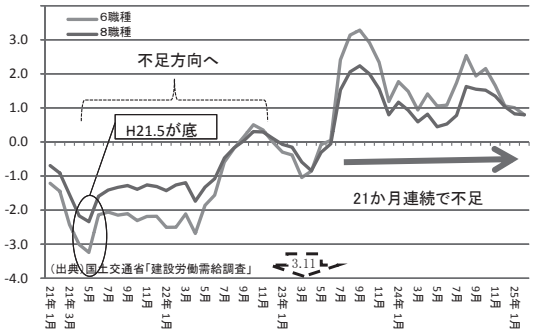


**図－３　技能労働者の不足率**

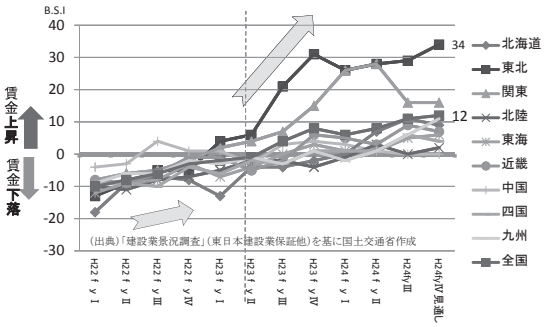


**図－４　建設労働者の賃金の状況**
**(「上昇」－「下落」)**

増加していることが読み取れる。このことは、労働力の不足及び賃金に回すことのできる原資の増大を意味しており、事実、近年になり建設技能労働者の不足率が増大し、また賃金の状況も上昇に転じている。（図－３、４）

## ５．平成25年度公共工事設計労務単価

このたび改訂した公共工事設計労務単価は、以上のような建設技能労働者の賃金実態の状況変化を適切に反映し、設定している。また、法令に定められた義務である社会保険すら十分に確保されていない事態に鑑み、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映している。さらに、東日本大震災被災地等における入札不調の増加状況に応じ、機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県の一部職種について、単価を５％引き上げ）したことにより、平成25年度の公共工事設計労務単価は、前年度単価と比較し、全国で＋15.1％、東日本大震災の被災地（岩手県・宮城県・福島県）では＋21.0％の上昇となった（図－５）。

## ６．今後に向けて

前述のとおり、建設産業は今、これまでの建設技能労働者の賃金低下により若年入職者が大きく減少し、このままでは熟練工から若手への技能承継がされないままに建設技能労働者が減少し、産業の存続が危惧されるに至っている。

このため、今回の公共工事設計労務単価の上昇を踏まえ、４月18日、太田国土交通大臣は建設業団体（日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会）に対し、①適切な価格での契約②建設技能労働者への適切な水準の賃金支払い③社会保険への加入の徹底等について要請した。

この要請を受け、これら４団体を含む計50以上の建設業団体において、適切な賃金水準の確保等に向けた決議がなされるなど、公共工事設計労務単価の改訂をきっかけとした、建設技能労働者の賃金水準確保のための取組みが進んでいる。これらの取り組みの結果が、実態調査を通じ、今後の公共工事設計労務単価の改訂につながっていくことが期待される。

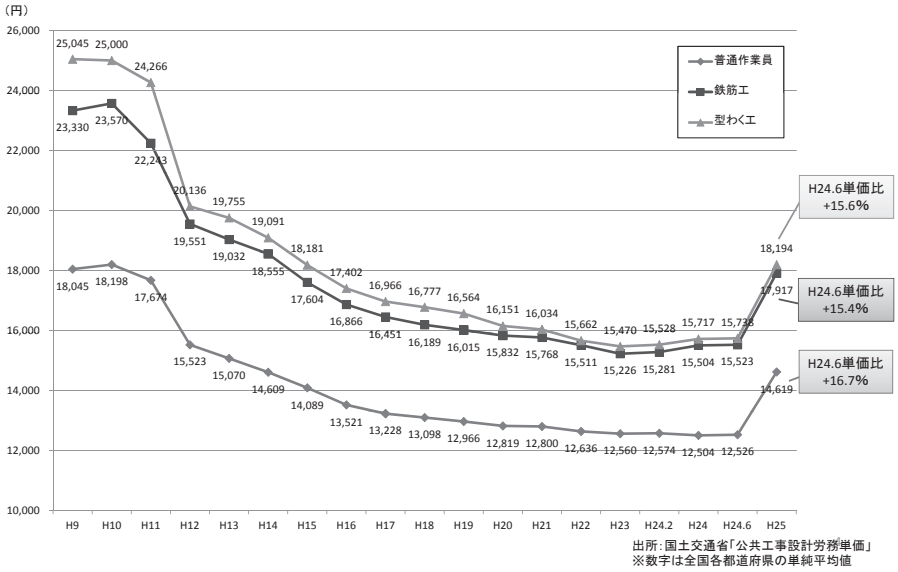


図－５　公共工事設計労務単価の推移